

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十九年八月四日

奈良県知事 荒井正吾

病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
さくらクリニック	(変更前) 橿原市八木町一丁目七―一 (変更後) 橿原市南八木町一丁目三―二	平成二十九 年一月五日